平成 18 年度監査の結果(第2回) に関する報告に基づき丸亀市長等 が講じた措置の通知内容

平成 19 年 6 月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第12号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成 19 年 6 月 15 日

丸亀市監査委員 大岡正典 同 高木康光

1 措置を講じた部局

丸亀市長

丸亀市教育委員会

2 監査実施日及び監査の種類

平成 18年 12月 21日から平成 19年 2月 23日まで

定期監査

3 監査の結果に関する報告の提出日

平成 19年 5月1日

4 措置通知年月日

平成 19年6月14日付け

5 指摘事項及び講じた措置の内容

下記のとおり

上

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について(監査結果の指摘事項及び意見順)

指摘事項 各課共通 企画財政部(企画課) 1 1 ~ 2 文化部(生涯学習課、文化課) 別 個 別 消防本部(総務課・予防課・防災課・北消防署・南消防署) 3 個 別 企画財政部(管財課) 3 個 別 総務部(職員課、庶務課) 3 ~ 4 個 別 健康福祉部(福祉課、福祉課(旧長寿課)、健康課、児童課) 4 ~ 5 意 見 各課共通 企画財政部(企画課) 6 個 別 文化部(生涯学習課) 6 個 別 企画財政部(管財課、税務課) 7 7 個 別 総務部(庶務課)

平成18年度監査の結果に関する報告(第2回)に対する講じた措置の内容について

1.指摘事項

企画財政部 企画課

X	分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	指定管理委託について、基本協定を締結し、毎年、年度 協定を締結する方法により指定管理委託協定を行う場合、 毎年締結する年度協定には基本協定で定められている事 項を除き、必要な部分のみ定めればよいことから、年度協 定に記載すべき内容について精査すること。	今後、基本協定と年度協定について内容を検討し精査したい。
指摘	各課共通	委託書、受託書で契約しているものについては、双方が 合意した契約内容をより明確にするため、契約書により契 約を締結すること。	平成 19 年度から契約書により契約を締結することとした。
指摘	各課共通	契約書の作成にあたっては、契約規則第29条で定める契約書に記載すべき事項について検討すると共に記載内容については公文例規程を参考として作成すること。また、実状に即した支払方法や精算を伴う場合はその精算基準を明確に記載すること。	契約書に記載すべき事項について、契約規則第29条に基づき、公文例規程を参考に支払い方法等について実情に即した契約内容とするよう周知・指導を行った。

文化部 生涯学習課

X	分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
		見積り合わせにおいて、見積金額が消費税等込みと消費	今後、指摘どおり見積金額は消費税等を除いた金額とし、免税事業者にお
指摘	個別	税等抜きの見積書の混在が見受けられるので、見積金額は 消費税等を除いた金額とし、免税事業者においては、契約 希望金額の 105 分の 100 の金額で比較検討を行うこと。	いては、契約希望金額の 105 分の 100 の金額で比較検討を行います。

文化部 生涯学習課

X		分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
	指摘	個別	放課後留守家庭児童会事業委託の変更契約について、契約金額のみ変更しているが、分割している支払額にも当然変更が生ずることから、支払金額についても変更をすること。	今後、指摘どおり放課後留守家庭児童会委託事業外、契約に変更が生じた 時は、契約金額とあわせて分割支払金額についても変更いたします。
	指摘	個別	綾歌総合運動公園外の指定管理委託において、債務負担 行為決議書を作成して協定書を締結し、各年度の支払額を 定めているにもかかわらず、協定書第8条では「毎年度、 甲の予算の範囲内で支払う」と、また同第46条では「毎年 度締結する年度協定で定めることとする」との相反する条 項があるので、協定内容を十分精査すること。	丸亀市体育協会(乙)が綾歌総合運動公園テニスコート及び綾歌森林公園(キャンプ場)の指定管理者となる際、債務負担行為決議書を作成して平成18.3.31 に丸亀市(甲)と協定書を締結した。その際、協定書第8条(指定管理料)では、毎年度、甲の予算の範囲内で指定管理料を乙に支払うこと、また、指定管理期間(平成18.4.1~23.3.31)における指定管理料の総額や年度ごとの金額、支払い方法等を定めている。一方、同46条(年度別の協定)においては、年度別の管理運営業務に係る指定管理料等必要なことについては、毎年度締結する年度協定で定めることとする。との相反する条項があったので、第46条(年度別の協定)を削除する変更協定書を作成し、平成19.4.1付で、 丸亀市体育協会との間で結びました。

文化部 文化課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	綾歌総合文化会館清掃業務委託の支払時期については、 政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている 支払期限内の支払いとするよう、契約内容を改めること。	平成 19 年度からは、指定管理者と業者との業務委託になるが、業務委託契約書に明確な支払時期を記載するよう、契約内容を改めることとする。

消防本部 総務課・予防課・防災課・北消防署・南消防署

X	分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	委任状により入札又は見積に関する権限を受任者に委任した場合には、委任者は入札又は見積を行う権限を失し、受任者の責任において入札又は見積をすることとなる。辞退についても受任者の責任において作成された辞退届を徴すること。	受任者の責任により作成された入札辞退届を徴取済み。

企画財政部 管財課

×	分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	月極駐車場管理業務委託については、受託者が駐車場料金の徴収・収納事務をしていることから、会計規則第32条の私人に対する徴収又は収納事務の委託として、月極駐車場の駐車料金を規定することについて検討すること。	駐車場に関する使用料の私人に対する徴収又は収納事務の委託については、会計規則第32条第1項第1号に規定されているが、丸亀市駐車場条例第8条に規定されている駐車場以外の貸付地にかかる賃貸料の徴収・収納事務の委託については、会計規則の一部改正を行い、「丸亀市が管理業務を委託する普通財産の賃貸料」として追加規定する。

総務部 職員課

X	分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
		損害保険事務委託について、契約書に仕様書等を添付し	平成 19 年度については、見積書を徴し、仕様書を添付したうえで契約する
114.14	/m m.i	て委託する事務の内容や実施方法など契約内容を明確にす	ことといたしたい。
指摘	個別	ること。また、見積書を徴し、契約金額についても十分検	
		討すること。	

総務部 庶務課

X	分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘		非常災害用専用無線の設置工事について、非常災害用専用無線機購入業者に一者随意契約により工事発注しているが、購入費と工事費の総額について比較検討して業者を選定すること。	指摘を受けた事業は、機器購入費が高額であることから、購入費についての入札を実施し、事業の円滑な実施のため機器購入業者に工事委託したものですが、購入費と工事費の総額についての入札が行なえるものであれば、以後そのように取組みます。

健康福祉部 福祉課

	区分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	扶助費等にかかる前渡金の管理について、資金前渡職員は、利子の収入処理や前渡金の精算を速やかに行うべきことに十分留意すること。	公金口座については、決済性預金への変更を行ったため、平成 19 年度以降は、利息は発生しない。生活保護費の精算処理については、窓口払いがあるため、まれに被保護者が入院等により来庁できない場合に遅れることがある。今後は、被保護者に対し、連絡指導し速やかに精算できるよう努めます。

健康福祉部 福祉課(旧長寿課)

×	分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	綾歌健康づくりふれあいセンターの指定管理委託において、債務負担行為決議書を作成して協定書を締結し、各年度の支払額を定めているが、協定書中に「毎年度、甲の予算の範囲内で支払う」との相反する条項があるので、協定内容を十分精査すること。	丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターの指定管理者制度導入に伴う指定 管理委託契約の記載された協定内容のうち指摘事項である委託管理料の条項 を精査し、協定書中の「毎年度、甲の予算の範囲内で支払う」との条項を削 除訂正のうえ、次回の委託契約時において締結いたしたい。

健康福祉部 健康課

	区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指	摘	個別	健康増進計画策定支援業務委託契約において、契約金額 は消費税等込みであるにもかかわらず、「消費税及び地方消 費税は除く」と記載されており、その記載内容が適正でな いので改めること。	契約書の誤記載部分の修正を双方の契約書において行う。 修正後、支払いを行う。

健康福祉部児童課

X	分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	原田保育所児童送迎用駐車場用地借上の長期継続契約に おいて、前回の契約では「賃貸借期間中に予算の減額又は 削除があった場合は契約を解除する」旨の条件が付されて いたが、今回の契約では削除されている。 予算が不足する場合は、契約が継続できないことから条 件を付すこと。	原田保育所の児童送迎用駐車場用地の土地賃貸借契約書は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年契約となっているが、平成 18 年度の 変更契約締結の際に、前回契約では付されていた「賃貸借期間中に予算の減 額又は削除があった場合は契約を解除する」旨の条件が欠落しているので、 次回契約では必ず条件を付すようにしたい。

2.意 見

企画財政部 企画課

×	分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	各課共通	役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものも条例で定めることにより長期継続契約ができることとなっているので、清掃業務委託や機器の保守管理委託等について、複数年契約することにより経費の節減及び事務の軽減を図るため、条例整備について検討していただきたい。 併せて、工事や備品購入に伴って保守点検委託を必要とするものについては、工事費や備品購入費と保守点検委託料との総額について比較検討して契約の相手方を決定し、工事費や備品購入費は当年度予算から支出するとともに後年度の保守点検委託については、償却年数を考慮した長期継続契約とすることについても検討していただきたい。	経費の節減と総合的なライフサイクルを通じてのコスト低減のため、今後 検討してまいりたい。

文化部 生涯学習課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別		郡家北青い鳥教室(放課後留守家庭児童会)においては、18 年度は JA 跡地を借上げ、教室として利用する際、「会場借上料」として予算計上し、一括支払いとしていた。 意見のとおり、19 年度は、「使用料及び賃借料」に変更し、分割払いができるようにしている。

企画財政部 管財課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	自治会集会場用地については、市有地を無償貸付しているものと自治会が土地を購入し、寄付等により市名義としたものについては、公有財産台帳を整理し区分していただきたい。	自治会集会場用地については、市有地を無償貸付しているものと寄付等により市名義となっているものがある。公有財産台帳上では使用している自治会の区分はできているが、無償貸付と寄付の区分がされていない。このことから、それぞれの集会場用地について調査を実施するとともに、公有財産台帳の整理を行うこととする。

企画財政部 税務課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	たばこ販売協同組合への補助金については公益上必要と思われるが、多額の繰越金を有する団体に運営補助金を支出することには疑義があるので、当該団体の活動内容等を精査し、事業補助金とするなど、合理的な支出方法について検討していただきたい。	「たばこ販売協同組合補助金」について、目的等を検証した結果、補助金は必要と思われるが、経費削減を求め、平成 18 年度及び平成 19 年度に段階的に補助金の見直しを実施している。 今後においても販売促進等たばこ税の増収に寄与するための適正な補助金として執行されていくよう、また補助金の趣旨等を理解いただくように各協同組合と協議してまいりたい。

総務部 庶務課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	災害時用備蓄医療品購入費補助金については、購入備蓄品は市の所有であることから支出費目については委託料と思われるので、関係機関と協議する等検討していただきたい。	ご指摘の補助金は、本市・多度津町・社団法人丸亀市薬剤師会の3者による平成10年4月1日締結の「災害用備蓄医薬品に関する協定書」に基づいて社団法人丸亀市薬剤師会が行なう災害時用医薬品備蓄事業に対して補助してきたもので、災害時の救援活動を円滑に実施するために重要な事業であり今後も継続する必要がありますので、委託料への変更については、多度津町及び丸亀市薬剤師会と協議して、検討していくことといたしたい。